「変更調剤プロトコル逸脱報告書」について

- 1. 医療機関より運用を逸脱している旨の連絡があった薬局は、 速やかに変更調剤プロトコル逸脱報告書に記入し、所属する市の薬剤師会に メールで報告してください。その際、報告書は逸脱の内容が明確に理解できる内容とし、 個人が特定できる情報は記載しないようにお願いします。
- 2. 薬局より逸脱報告書の提出を受けた薬剤師会は、 逸脱の内容が理解できる内容となっていること、個人が特定できる情報が記載されていないことを確認した上で、協議会事務局(担当の薬剤師会) (※) にメールで (※) 令和6年度・7年度は、茨木市薬剤師会 その内容を共有(報告)してください。
- 3. 報告を受けた協議会事務局は、協議会に所属する各薬剤師会に、逸脱報告書の内容を 共有(報告)してください。
- 4. 協議会事務局より報告を受けた薬剤師会は、調剤事前申し合わせ協定を締結している 会員薬局に、6月、9月、12月、3月に内容を共有してください。 ただし、緊急性の高い内容については、随時共有をおねがいします。 共有の方法については、各薬剤師会の運用方法に委ねます。